

公立大学法人山形県立保健医療大学ハラスメント相談室運営要綱

平成21年4月1日 制定

平成29年1月25日 改正

(目 的)

第1条 この要綱は、公立大学法人山形県立保健医療大学におけるハラスメントの防止及び措置に関する規程（以下「ハラスメント等防止規程」という。）に定めるもののほか、ハラスメント相談室の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(ハラスメント相談室の運営)

第2条 ハラスメント相談室は、相談員により運営するものとし、相談室長が主宰する。

(相談室の会議)

第3条 相談室長は、必要に応じ、必要な範囲の相談員を招集し、会議を開催することができるものとし、会議の議決は招集された相談員の合議とする。

(相談員の職務等)

第4条 相談員の職務についてはハラスメント等防止規程及び本要綱に定めるものとし、詳細な相談対応方法については相談室長が別に定める。

2 相談員は、担当した苦情相談の経過等を別紙ハラスメント相談票に記録するものとし、案件が終了した場合は、当該案件に関する記録、その他関係書類を、相談室長に引き継ぐものとする。なお、保管期間は原則として案件終了後1年とする。

3 相談室長は、必要がある場合は、未終了の案件について、担当相談員に報告を求め、当該案件に関する記録、その他関係書類を閲覧することができる。

4 ハラスメント相談室長は、相談員の研修に努めるものとする。

(相談室の活動報告の方法)

第5条 ハラスメント等防止規程第8条第9項に定める活動報告は、必要に応じて随時行うものとし、当事者の氏名を開示することを妨げないものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月25日から施行する。

ハラスメント相談票		
相談員氏名		
相談日時（曜日）	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分
相談者（学科名）		
相談内容		
相談後の対応		
<p>1. 助言・指導：</p> <p>2. 防止対策委員会への報告：</p> <p>3. その他：</p>		
相談室長コメント		